

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 50 号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和 48 年大和市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。